

# 慶弔見舞金規程

## 第1条（目的）

1. この規程は、校友会会員に対する慶弔見舞金に関する事項を定める。

## 第2条（種類）

1. 慶弔見舞金は、死亡弔意金、災害見舞金とする。

## 第3条（受給手続）

1. 慶弔見舞金を受けようとする場合、支給対象になる事項の発生について、当該会員は校友会会長へ届出なければならない。
2. 校友会は、当該会員に届出事項に関する証明書類の提出を求めることができる。
3. 当該会員が第2項の手続きをやむを得ない事由により行えない場合は、2親等以内の親族が当該会員に代わって行うことが出来るものとする。

## 第4条（弔慰金）

1. 会員が事故等により死亡した場合は、遺族に対して、弔慰金を支給する。

弔慰金 10,000円

3. 会員の葬儀に際しては、弔電を送る。

## 第5条（見舞金）

1. 会員が、火災、水害、震災、その他の災害により、住居が被災した場合、以下の区分により、見舞金を支給する。但し、大規模災害により被災者が多い場合は、資金の関係もあり、役員2/3の賛同を得て見舞金の変更をすることが出来るものとする。

2. 住居とは、本人名義の登記がなされた持ち家のことをいう。家族の持ち家は住居と見做さない。

- 1 全焼、全壊、全流失

50,000円

- 2 半焼、半壊、半流失

30,000円

- 3 床上浸水等、状況に応じて

10,000円

## 第6条（改廃）

この規定を改廃する場合は、役員2/3の賛同を得ることを必要とする。

## 附 則

この規程は令和元年8月1日より施行する。